

## ○深夜営業騒音の規制について

(1) 規制対象業種は、次のとおりです。

- ・飲食店
- ・喫茶店
- ・ガソリンスタンド
- ・液化石油ガススタンド
- ・ゴルフ場
- ・テニス場
- ・遊泳場
- ・アイスホッケー場
- ・カラオケボックス
- ・ボーリング場
- ・バッティングセンター

(2) 規制時間は、次のとおりです。

- ・22時から翌日の6時まで

(3) 騒音の基準は、次のとおりです。

地域の区分	規制基準
第1種低層住居専用地域	40 dB
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	50
商業地域・準工業地域	
工業地域	60
工業専用地域	70
市街化調整区域 都市計画区域外	50

- (注)
- 1 規制基準は、敷地境界線での値です。
  - 2 病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域除く）は上の表の値から5dBを減じた値とする。
  - 3 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地、第2種住居地域又は準住居地域に接す工業地域又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

(4) 深夜における音響機器の使用規則は、次のとおりです。

規 制 対 象	使用禁止時間	使 用 禁 止 区 域	対 象 機 器
飲 食 店 喫 茶 店 カラオケボックス	23時 、 翌日の6時	第1種低層住居専用地域	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置
		第2種低層住居専用地域	
		第1種中高層住居専用地域	
		第2種低層住居専用地域	
		第1種住居地域	
		第2種住居地域	
		準 住 居 地 域	

(注) 音響機器から発生する音が外部に漏れない場合には使用可能です。